

1. 派遣労働者の数 35 名
2. 派遣先の数 60 事業所
3. マージン率 (※1) 38.4%
4. 労働者派遣に関する料金額の平均額 47,083 円/日
5. 派遣労働者の賃金額の平均額 28,983 円/日
6. 教育訓練に関する事項

① 派遣入職時の研修

全ての派遣スタッフの皆様には、入職時の導入研修として約 15 分の有給無償研修を実施します。

この研修では、入社時用研修マニュアルを使用して、当社の概要の案内・人材派遣の仕組み・ビジネスマナーの基礎（勤務心得、身だしなみ等）・個人情報・機密情報の取り扱いについて研修します。

② スキルアップ研修

当社で 1 年以上の長期就業見込みの皆様には、スキルアップ研修として年 8 時間の有給無償研修を実施します。

この研修では、MP ラーニングを活用することで、さらなる資格である認定薬剤師の為の単位を取得するとともに、知識の向上にもつながります。

③ リーダー研修

当社で 4 年以上の長期就業見込みの皆様には弊社派遣社員に、リーダー研修として年 2 時間の有給無償研修を実施します。この研修では、派遣社員に対して薬局業務や OTC 業務での具体的な実務における対応の仕方を教育・指導を行います。リーダーとしての心構え・コミュニケーション技法・業務指示の手法などの向上も目指しております。

7. その他派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

派遣スタッフの皆様には、社会保険や労災保険、薬剤師賠償責任保険など、安心して就業いただくための制度を整えています。

8. 労使協定を締結しているか否か

法第 30 条の 4 に基づく労使協定を締結しているか否か 締結している

9. 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

法第 30 条の 4 に基づく労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 全派遣労働者

10. 労使協定の有効期間の終期

法第 30 条の 4 に基づく労使協定の有効期間の終期 2025 年 3 月 31 日

(※1) マージン率とは

派遣先より株式会社モノリスに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額})}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}}$$

マージンには、派遣元事業主が負担する法定福利・法定外福利費・教育訓練費・事業経費などが含まれます。